

東京都私立学校審議会傍聴規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、私立学校法（昭和24年法律第270号）第15条の規程に基づき東京都私立学校審議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の申し込み等)

第 2 条 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、生活文化局私学部（以下、「事務局」という。）に傍聴の申し込みをしなければならない。

2 傍聴の申し込みは先着順に受付する。

3 会長は、会議の会場（以下「会場」という。）の事情により傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴券等の交付)

第 3 条 傍聴券（別記第1号様式）は、会議当日受付で、傍聴受付表に所要事項を記入することにより、1人1枚を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、報道関係者で会長が認めるものは、会議当日受付で、報道関係者受付表に所要事項を記入することにより、傍聴証（別記第2号様式）の交付を受けて傍聴することができる。

(入 場)

第 4 条 傍聴券又は傍聴証の交付を受けて会議を傍聴しようとする者は、入場の際、事務局の職員の指示に従い、所定の席に着かなければならない。

(傍聴できない者)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は、会場に入ることができない。

一 棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

二 拡声器、無線機の類を携帯している者

三 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者

四 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用又は携帯している者

五 録音機、写真機、撮影機の類を携帯している者。ただし、第6条の規定により会長の承認を受けた者を除く。

六 酒気を帯びている者

七 その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(撮影、録音等の許可)

第 6 条 傍聴人は、傍聴席において録音、録画又は撮影をしようとするときは、あらかじめ会長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第3条の2により、会長に認められるものは除く。

(傍聴人の守るべき事項)

第 7 条 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により可否を表明しないこと。

二 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。

三 飲食、喫煙又は談笑しないこと。

四 その他会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(退場命令)

第 8 条 会長は、第4条、第5条、第6条及び第7条の規定に違反する者があるときは、その者に対し退場を命ずることができる。

(退 場)

第 9 条 傍聴人は、退場を命ぜられたとき、又は会議が非公開となったとき、若しくは会議が終了したときは、直ちに退場しなければならない。

2 会長は、前項の規定に違反する傍聴人があるときは、会長の命を受けた事務局の職員をして当該傍聴人を退場させることができる。

(その他)

第10条 この規程に定めるものの外、傍聴に関し必要な事項は、そのつど東京都私立学校審議会に諮って決定する。

平成28年12月19日

令和 4年 4月19日

令和 7年 3月17日

第759回私立学校審議会議決（制定）

第814回私立学校審議会議決（改正）

第846回私立学校審議会議決（改正）

（令和7年4月1日施行）

別 記

第1号様式（第3条関係）

表面

NO. _____

（傍聴人用）

傍聴券

第 回私立学校審議会
年 月 日限り有効

東京都私立学校審議会

裏面

傍聴される方へ

- 1 東京都私立学校審議会傍聴規程を守り、事務局の職員の指示に従ってください。
- 2 会場では、静粛にし、次の事項を守ってください。
 - （1） 言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
 - （2） 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
 - （3） 飲食、喫煙又は談笑しないこと。
 - （4） その他会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
- 3 携帯禁止物品の所持について質問を受けた場合に、これに応じないときは、入場を禁止することがある。
- 4 会場で写真撮影や録音等を使用するときは、許可が必要ですので、あらかじめ事務局の職員に申し出てください。

第2号様式（第3条関係）

表面

NO. _____

（報道関係者用）

傍聴証

第 回私立学校審議会
年 月 日限り有効

東京都私立学校審議会

裏面

傍聴される方へ

- 1 東京都私立学校審議会傍聴規程を守り、事務局の職員の指示に従ってください。
- 2 会場では、静粛にし、次の事項を守ってください。
 - （1） 言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
 - （2） 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
 - （3） 飲食、喫煙又は談笑しないこと。
 - （4） その他会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
- 3 携帯禁止物品の所持について質問を受けた場合に、これに応じないときは、入場を禁止することがある。